

			重点地区・路線			普通自転車専用通行帯					
						うち重点地区・路線					
			8月	9月	10月	8月	9月	10月	8月	9月	10月
四輪車等	乗用	自家用	8,408	7,941	7,876	405	318	299	190	75	67
		営業用	69	86	70	22	6	3	3	1	0
	貨物	自家用	1,722	1,577	1,535	180	68	67	118	18	15
		営業用	423	477	466	45	34	31	21	6	10
二輪車	自家用		1,867	1,955	1,954	51	22	28	38	4	8
	営業用		21	21	14	2	0	1	1	0	0
合計			12,510	12,057	11,915	705	448	429	371	104	100

※ 「二輪車」は、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車を指す。

※ 普通自転車専用通行帯における違反は車道上におけるものとし、歩道駐車は計上しないこととした。ただし、当該歩道が指導啓発重点地区・路線に指定されている場合は、「重点地区・路線」に計上している。